

エコアクション21 環境活動レポート

活動期間 平成24年1月～3月



株式会社 アイ・クリーン
平成24年5月14日作成

目次

(頁)

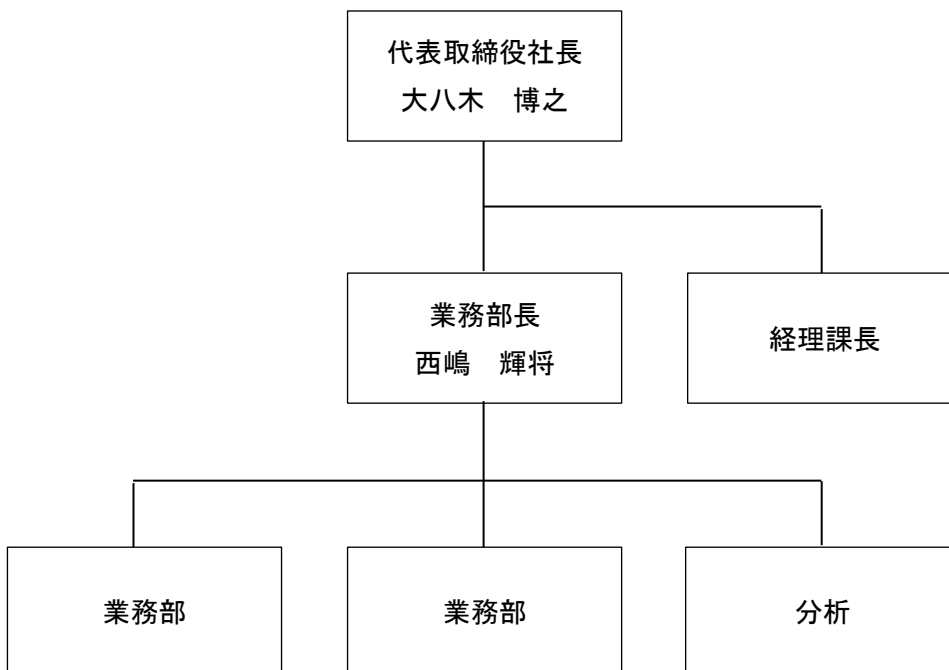
1. 会社概要	3 ~ 7
2. 対象範囲	8
3. 環境方針	9
4. 環境目標	10
5. 環境活動計画	11
6. 環境目標の実績	12
7. 環境活動計画の取組結果とその評価、 次年度の取組内容	13
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び 評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	14 ~ 17
9. 代表者による全体評価と見直しの結果	18

1. 会社概要

- 会社名 株式会社アイ・クリーン
- 代表者 大八木 博之
- 住所 静岡県富士市大野 30 番地の 1
- 連絡先 電話 0545-32-0070
FAX 0545-32-0075
- 資本金 5000 万円
- 設立年月日 平成 18 年 9 月 15 日
- 環境管理責任者 業務部長 西嶋 輝将
- 事業の内容 産業廃棄物の中間処理業
- 事業規模

活動規模	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
処分量	t	13443	13886	16081
売上高	百万円	128.1	131.7	201.2
従業員	人	7	6	6
床面積	m ²	4001	4001	4001

■会社組織図



○産業廃棄物処分業許可

許可番号 第 02221143879 号

許可品目 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ

許可の年月日 平成 20 年 8 月 29 日

許可の有効年月日 平成 25 年 8 月 28 日

	処分方法	処分品目	処理能力
事業の範囲 (中間処分)	脱水処分	汚泥	120 m ³ /8 時間 (※1)
	油水分離	廃油	20 m ³ /8 時間
	中和処分	廃酸	合計 120 m ³ /8 時間 (※2)
		廃アルカリ	
	中和酸化還元凝集沈殿処分	廃酸	
		廃アルカリ	
汚泥			

○特別管理産業廃棄物処分業許可

許可番号 第 02272143879 号

許可品目 腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害汚泥、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ

許可の年月日 平成 20 年 8 月 29 日

許可の有効年月日 平成 25 年 8 月 28 日

	処分方法	処分品目	処理能力
事業の範囲 (中間処分)	中和処分	腐食性廃酸	合計 120 m ³ /8 時間 (※3)
		腐食性廃アルカリ	
	中和酸化還元凝集沈殿処分 (※4)	特定有害汚泥	
		特定有害廃酸	
		特定有害廃アルカリ	

許可処理数量は※1、※2、※3 を合計して 120 m³/8 時間

※4 有害物の許可品目は合計 7 品目で下記の通り

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、
六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物

■産業廃棄物処理施設許可

○中和施設、中和・還元・凝集沈殿施設

設置の場所 静岡県富士市大野字大野北 30 番 1
 設置許可番号 第 030110141 号
 設置許可年月日 平成 19 年 8 月 28 日
 設置年月日 平成 20 年 8 月 29 日

施設の種類	処分品目	処理能力
中和施設	廃酸	合計 120 m ³ /8 時間
	廃アルカリ	
中和酸化還元凝集沈殿施設	廃酸	
	廃アルカリ	
	汚泥	

○脱水施設

設置の場所 静岡県富士市大野字大野北 30 番 1
 設置許可番号 第 030110143 号
 設置許可年月日 平成 19 年 8 月 28 日
 設置年月日 平成 20 年 8 月 29 日

施設の種類	処分品目	処理能力
脱水施設	汚泥	120 m ³ /8 時間

○油水分離施設

設置の場所 静岡県富士市大野字大野北 30 番 1
 設置許可番号 第 030110142 号
 設置許可年月日 平成 19 年 8 月 28 日
 設置年月日 平成 20 年 8 月 29 日

施設の種類	処分品目	処理能力
油水分離施設	廃油	20 m ³ /8 時間

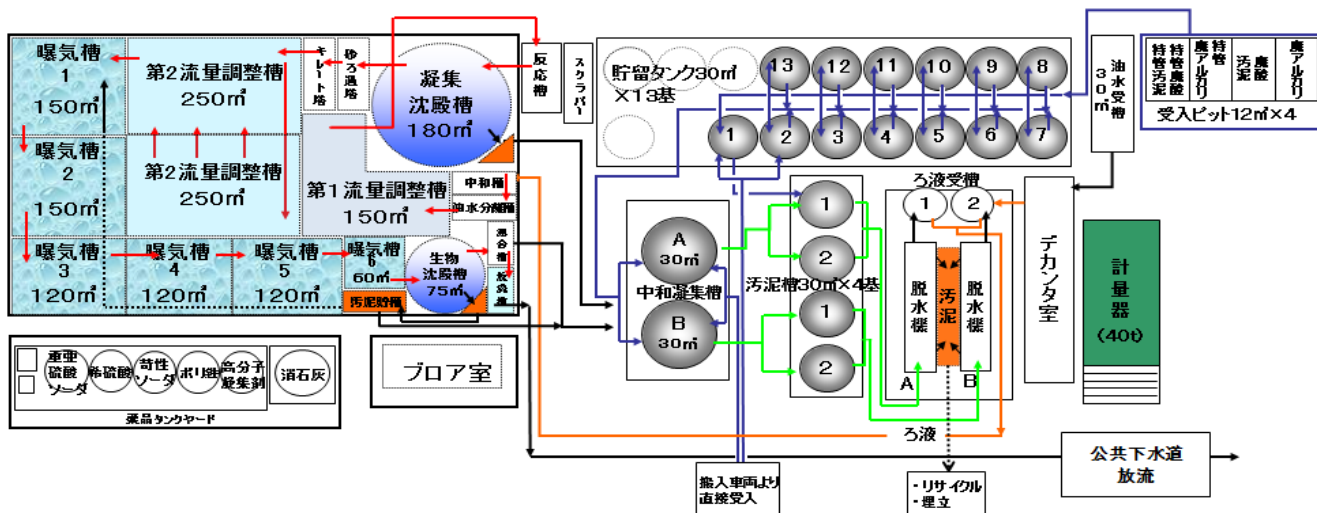
■特別管理産業廃棄物処理施設

○中和施設、中和酸化還元凝集沈殿施設許可

設置の場所 静岡県富士市大野字大野北 30 番 1
 設置許可番号 第 030111167 号
 設置許可年月日 平成 21 年 7 月 21 日
 設置年月日 平成 20 年 8 月 29 日

施設の種類	処分品目	処理能力
中和施設	腐食性廃酸	合計 120 m ³ /8 時間
	腐食性廃アルカリ	
中和酸化還元凝集沈殿施設	特定有害廃酸	
	特定有害廃アルカリ	
	特定有害汚泥	

■ 処理工程図



- ① 計量後、廃棄物の品目別に受入ピットにて確認し、荷卸しして移送
- ② 廃棄物の品目別に廃棄物貯槽にて保管
- ③ 中和凝集槽にて薬注処理、簡易テストを行う
- ④ 処理後の廃棄物を汚泥槽に移送
- ⑤ 脱水処理
 - 汚泥は外部搬出（リサイクル及び埋立処分）
- ⑥ 脱水ろ液は生物処理の工程へ移送
- ⑦ 生物処理工程を経て公共下水道へ放流

■処理実績

○環境への負荷の自己チェック

環境への負荷		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	kg-CO ₂	238894.5	174819.9	184861.8	
	()	kg-CO ₂				
② 受託した産業廃棄物の処理量	収集運搬量	t	0	0	0	
	中間処理用	t	13442.9	13886	16081.2	
	うち再資源化等量	t	0	0	0	
	最終処分量	t	0	0	0	
	中間処理後の産廃の処分量	t	1228.6	1578.3	1810.8	
	うち再資源化等量	t	324.8	1090.1	461.5	
③ 廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量	一般廃棄物	循環資源量	t	1.6	1.6	1.6
		廃棄物量	t	1	1	1
		最終処分量	t	0	0	0
	産業廃棄物	循環資源量	t	322.7	1090.1	496.1
		廃棄物量	t	4	67.1	0
		最終処分量	t	1117.6	488.2	1349.3
④-1 総排水量	公共用水域	m ³	0	0	0	
	下水道	m ³	17392	30440	48211.7	
④-2 水使用量	上水	m ³	630	883	1150	
	工業用水	m ³	0	0	0	
	地下水	m ³	3637.1	15960.5	31076.25	
⑤ 化学物質使用量	硫酸	kg	112920.6	56550	72017.4	
	苛性ソーダ	kg	10305	127467	284610	
	消石灰	kg	179836.5	173278	167896	
	硫酸バンド	kg	18678.75	44602.05	66585.6	
⑥ エネルギー使用量	購入電力(新エネルギーを除く)	MJ	6005520.5	4329839.8	4560510.5	
	化石燃料	MJ	118650.25	123871.72	140590.43	
	新エネルギー	MJ	0	0	0	
	その他	MJ	0	0		
⑦ 物質使用量	資源使用量	t	948.39	1334.25	1970.58	
	循環資源使用量	t	0	0	0	
⑧ サイト内で循環的利用を行っている物質等	利用された物質	t	0	0	0	
	水の利用量	m ³	0	0	0	

■処理料金 別途個別見積によりますので、お気軽に当社までご連絡下さい。

(株)アイ・クリーン TEL 0545-32-0070 (西嶋)

FAX 0545-32-0075

処理費用及び収集運搬費の見積は全て無料です。

2. 対象範囲

1. 対象組織は株式会社アイ・クリーンとし、社内に常駐する役員、社員（アルバイト等含む）とする。
2. 対象活動は主に液体の特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の処分業とし、各部門の対象活動範囲は具体的に下記の通りとする。
 - ・ 処理部門
敷地内で行われる廃棄物の受入、保管、移送、薬注処理、脱水処理、生物処理及び下水道放流、特殊車両の使用、廃棄物の外部搬出とする。
 - ・ 分析部門
廃棄物分析業務、廃棄物の処理試験、分析機器、使用薬品の管理業務とする。
 - ・ 事務部門
経理業務、購買業務、廃棄物の管理業務、社用車の使用とする。
3. 対象範囲は会社敷地内及び場外に排出される放流水、中間処理後の産業廃棄物とする。

3. 環境方針

経営理念

私たちは、**水**をきれいにします。

『有りと有らゆる知恵を絞って』

環境方針

(私たちは、行動し続けます。)

- 1、処理工程で出る汚泥の埋立率を削減し、リサイクル率の向上に取り組みます。
- 1、社内における電気使用量の削減に取り組みます。
- 1、常に水処理技術の向上を目指し、お客様に安全・安心な情報提供に努めます。
- 1、地球環境の保全・修復を目的とする活動に積極的に参加します。
- 1、社内においてペーパーレス化等について検討し、廃棄物の削減を実施します。
- 1、限りある資源を有効利用する為に、物質の循環型社会の構築に貢献します。
- 1、各関連法規及び、その他の要求事項を遵守します。

上記の実現可能な範囲内において、達成すべき目的・目標を掲げ、実行するとともに、見直しを行い継続的改善・改良に努めます。
この環境方針を維持・実行する為に、全社員に周知するとともに、ホームページを通じ社外にもお約束致します。



平成 23年 7月 1日 制定

株式会社 アイ・クリーン

代表取締役 大八木 博之

4. 環境目標

■4.1 環境目標（初回3ヶ月）

項目	基準期間 (平成23年1月～3月)	目標	目標値 (平成24年1月～3月)	主管部門
二酸化炭素の排出量削減 (電気使用量の削減)	電気使用量 101814kwh 二酸化炭素排出係数（東京電力） 0.378kg-CO ₂ /kwh 二酸化炭素排出量 38485.7kg	二酸化炭素 排出量 3%削減	二酸化炭素排出量 37331.1kg 以下	処理部門
				分析部門
				事務部門
廃棄物排出量の削減 (汚泥のリサイクル率アップ)	汚泥の総排出量 366700kg 内リサイクル量 116460kg リサイクル率 31.8%	リサイクル率 3%アップ	リサイクル率 34.8%以上	処理部門
廃棄物排出量の削減 (コピー用紙の再利用)	コピー用紙の購入枚数 5000枚（20kg）	回収率 30%	回収枚数 1500枚（6kg）以上	事務部門
化学物質の適正使用 (化学物質使用の効率化)	実際の処理コスト /処理テストのコスト 67.49%	2%の効率化	処理コスト比 65.49%以下	処理部門
上水の使用量削減	上水使用量 297 m ³	上水使用量 3%削減	上水使用量 288.1 m ³ 以下	処理部門
				分析部門
				事務部門
グリーン購入の推進	2品中 2品グリーン購入 100%	購入比率 50%	グリーン購入適合品比率 50%以上	事務部門

※総排水量に関しては廃棄物の搬入量と搬入物の処理難易度によって地下水使用量、薬剤使用量が変化し、下水道放流量が大幅に変動するため把握が困難なので目標としては設定しないが、代替として上水使用量の削減を目標とする。

■4.2 環境目標（年次、長期目標）

項目	基準年 (平成23年度)	目標 (平成24年度)	長期目標 (平成28年度まで)	主管部門
二酸化炭素の排出量削減 (電気使用量の削減)	電気使用量 707958kwh 二酸化炭素排出係数（東京電力） 0.378kg-CO ₂ /kwh 二酸化炭素排出量 267618.3kg	二酸化炭素排出量 3%削減 259589.8kg 以下	二酸化炭素排出量 10%削減 240856.5kg 以下	処理部門
				分析部門
				事務部門
廃棄物排出量の削減 (汚泥のリサイクル率アップ)	汚泥の総排出量 1786300kg 内リサイクル量 436960kg リサイクル率 24.5%	リサイクル率 3%アップ	リサイクル率 30%以上	処理部門
廃棄物排出量の削減 (コピー用紙の再利用)	コピー用紙の購入枚数 27500枚	回収率 30%以上	回収率 50%以上	事務部門
化学物質の適正使用 (化学物質使用の効率化)	実際の処理コスト /処理テストのコスト 64.79%	効率 2%アップ	コスト比 60%以下	処理部門
上水の使用量削減	上水使用量 1150 m ³	上水使用量 3%削減	上水使用量 10%削減	処理部門
				分析部門
				事務部門
グリーン購入の推進	10品中 5品グリーン購入 50%	購入割合 50%以上	購入割合 75%以上	事務部門

5. 環境活動計画

■環境活動計画

項目	環境活動	取組内容	主管部門
二酸化炭素の排出量削減	ブローポンプ（消費電力 37kw）のインバーター制御の最適化	工場内でもっとも消費電力の大きいブローポンプのインバーターの生物槽の流量、負荷による制御のこまめな調整を行い、消費電力を削減する。	処理部門
	使用していない機器の電源 OFF	こまめに電源を OFF にし、待機電力を削減する。 終業時の点検等を確実にし、電源の切り忘れを防止する。	分析部門
	ICP（消費電力 8kw）稼働時間の効率化	ICP での測定を一度にまとめて行うなど、測定の短縮を図ることにより消費電力が大きい ICP の使用電気の削減をする。 サンプル数による ICP の稼働時間の効率を算出する。	
	昼休みの照明 OFF	照明スイッチ付近に昼休みの電源 OFF の表示を行い、昼食後に消灯するように努める。	事務部門
	エアコン消費電力削減	リモコン付近に啓発掲示を行い、夏季（7月～9月）は設定温度 28℃、冬季（12月～2月）は設定温度 20℃とする。	
廃棄物の排出量削減	汚泥のリサイクル率アップ	脱水機ろ布の洗浄をこまめに行い、含水率を下げる。 取引業者の新規契約を進め、リサイクル向け排出量の拡大に努める。	処理部門
	コピー用紙の再利用	購入、使用したコピー用紙の記録をつけ、リサイクル率の把握を行う。	事務部門
		これまで各自で分別していた紙のリサイクルに関して事務所の一か所にまとめて管理することによって回収率の把握や、意識を高めていく 裏紙専用の BOX を設置し、裏が使用できる不要紙を共用できる環境を整え、リサイクル率を高める。	
化学物質の適正使用	化学物質使用の効率化（処理コスト比の向上）	処理方法の効率化を上げるため、廃液同士の混合処理等の工夫を行う。	処理部門
		営業、事務と連携し、廃棄物全体のバランスを考慮して契約、搬入を進めていく。	
		新たな薬品、安価なリサイクル品等の検討を進め、処理にかかるコストの削減をする。	
上水の使用量削減	工場内の節水運動	使用頻度が高い水栓に節水を求める掲示をし、啓発運動を行う。 機器、容器の洗浄などの節水に努める。	処理部門
	分析室内の節水運動	節水コマを導入し、上水使用量を削減する。	分析部門
	水道配管の漏洩点検	月に 1 回未使用時に水道メーターが回っていないかチェックする。	事務部門
グリーン購入の推進	グリーン購入比率の増加	事務用品を購入する際にグリーン購入適合品を優先して購入する。	事務部門

6. 環境目標の実績

■環境活動実績と結果

項目	基準期間 (平成23年1月～3月)	目標値 (平成24年1月～3月)	実績	評価
二酸化炭素の 排出量削減 (電気使用量の削減)	電気使用量 101814kwh 二酸化炭素排出係数 (東京電力) 0.378kg-CO ₂ /kwh 二酸化炭素排出量 38485.7kg	二酸化炭素排出量 37331.1kg 以下	電気使用量 1195210kwh 二酸化炭素排出量 45178.6kg	△
廃棄物排出量の削減 (汚泥のリサイクル率アップ)	汚泥の総排出量 366700kg 内リサイクル量 116460kg リサイクル率 31.8%	リサイクル率 34.8%以上	汚泥の総排出量 478230kg 内リサイクル量 15660kg リサイクル率 3.3%	△
廃棄物排出量の削減 (コピー用紙の再利用)	コピー用紙の購入枚数 5000枚 (20kg)	回収枚数 1500枚 (6kg) 以上	コピー用紙の使用 5000枚 回収 1900枚 (7.6kg) ※回収率 36.27%	○
化学物質の適正使用 (化学物質使用の効率化)	実際の処理コスト /処理テストのコスト 67.49%	処理コスト比 65.49%以下	処理コスト比 64.0%	○
上水の使用量削減	上水使用量 297 m ³	上水使用量 288.1 m ³ 以下	上水使用量 289.5 m ³	△
グリーン購入の推進	2品中 2品グリーン購入 100%	グリーン購入適合品比率 50%以上	グリーン購入適合品比率 0%	×

※活動の結果は目標達成○、短期間では判断がつかない場合△、目標未達成×で表す。

7. 環境活動計画の取組結果とその評価、 次年度の取組内容

項目	環境活動	主管部門	取組結果	評価	次年度の取組内容
二酸化炭素の排出量削減	フロアポンプ（消費電力37kw）のインバーター制御の最適化	処理部門	原水槽の負荷測定と処理量による流量調整に伴い、フロアポンプの制御を行った。昨年度と比較して搬入量が増加しているため、全体的に電力消費は大きくなった。	○	引き続き管理分析のデータ蓄積を行なってフロアポンプの制御を行なっていく。
	使用していない機器の電源OFF	分析部門	掲示物による啓発掲示を行い、活動した。	○	活動継続
	ICP（消費電力8kw）稼働時間の効率化		急を要するもの以外の分析は曜日を決めて一度にまとめて測定を行った。	○	活動継続
	ICPの稼働時間の記録票を作成し、サンプル数との比較をし、効率の算出を行った。		○	活動継続	
	昼休みの照明OFF	事務部門	啓発掲示を行い、昼食後の照明をOFFにした。	○	今後は使用しない照明の間引き等も行っていく。
	エアコンの消費電力削減		啓発掲示を行い、設定温度が徹底されていた。	○	活動継続
廃棄物の排出量削減	汚泥のリサイクル率アップ	処理部門	脱水機のろ布の洗浄を維持管理の規定以上に行い、含水率の低下と作業効率の向上に努めた。	○	活動継続
			リサイクル先の契約数の減少でリサイクル率の上昇には至らなかったが、現在新規契約を進めていて、今年度中には締結予定。	○	今後もリサイクル先の契約数増加に努める。
	コピー用紙の再利用	事務部門	購入、使用したコピー用紙の記録を集計した。	○	活動継続
			リサイクル専用BOXを設置し、回収量の記録をした。	○	活動継続
裏紙専用BOXを設置し、積極的に活用した。	○	活動継続			
化学物質の適正使用	化学物質の使用の効率化（処理コスト比の向上）	処理部門	廃液の混合処理及び新規契約物件に関してはもっとも効率的な処分方法の検討を行なって効率化に努めた。	○	分析との連携を取って効率化を継続する。
			営業、事務と連携して現状把握と今後の対策について会議を行った。	○	契約物件の精査と会議を通じて情報の共有化を継続していく。
			安価なリサイクル品の情報の提供を受け、購入、使用した。	○	今後も薬品会社等からの提案を積極的に取り入れる。
上水の使用量削減	工場内の節水運動	処理部門	上水の水栓に啓発掲示を行った。	○	活動継続
			機器、容器の洗浄の際に手早く作業を進められるよう工夫した。使用量は微増となったが、搬入量の増加に比べ、効果はあった。	○	活動継続
	分析室内の節水運動	分析部門	節水コマを導入し、使用量を削減した。	○	活動継続
水道配管の漏洩点検	事務部門	月に1度、未使用時の水道メーターのチェックを行い、漏洩有無の点検を行った。	○	活動継続	
グリーン購入の推進	グリーン購入比率の増加	事務部門	事務用品の購入数が少なく、比率の増加に繋がらなかった。	×	是正報告書を作成し、次年度は購入比率の把握だけでなく、購入リストの作成とグリーン購入適合品の有無の把握を行う活動に切り替え。

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無

調査期間中の、環境関連法規の違反はありません。

また、近隣企業、住民等からのクレーム、訴訟はありませんでした。

関連法規の 名称	チェック項目	調査結果	判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	① 産業廃棄物処分業の許可有効期限	許可有効期限は平成 25 年 8 月 28 日まで	○
	② 特別管理産業廃棄物処分業の許可有効期限	許可有効期限は平成 25 年 8 月 28 日まで	○
	③ 産業廃棄物処理施設の変更の有無（許可、届出の必要）	特定有害廃アルカリタンク 1 基（30 m ³ ）を追加し、変更届出を県に提出済み	○
	④ 許可に必要な資格	中間処理施設技術管理者 （大八木：平成 19 年 8 月 2 日取得） 公害防止管理者水質一種 （西嶋：平成 22 年 12 月 15 日取得）	○
	⑤ 産業廃棄物の保管に係る事項	保管掲示板を確認、保管容量は法律の上限を超える数量（許可処理数量の 14 倍）のタンク設置なし	○
	⑥ 産業廃棄物管理票（C 票）、契約書の保管状況及び帳簿の管理状況	産業廃棄物管理票に関しては全て保管、契約書は事務所内に顧客ごとにファイルして保管 帳簿は PC 内に全て保管、管理	○
	⑦ 施設の維持管理記録の内容	法に規定されている維持管理は月に一回実施、その他設備の点検も日常点検で実施	○
	⑧ 法改正に伴う変更の有無	至近の改定なし	○
	⑨ 排出する汚泥に関して特別管理産業廃棄物の判定基準以下であることの確認	排出される汚泥は年に一度、試験成績書を取得し、関係各所に提出、平成 23 年度の結果は問題なし ※基準値、試験の結果は下表参照	○
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	① 廃棄物処分委託先の実地確認（必要項目の見直し等含む）	静岡県が発行している外部調査票の見本に従って作成、必要な変更を行って運用している	○
	② 実地確認の有効期限	搬出先の実地確認の有効期限のリストを作成し、チェック	○
	③ 実地確認記録の保管状況	産業廃棄物委託先チェック表としてファイルして保管	○
	④ 県外から搬入される産業廃棄物の事前協議有効期限（3 年間）	パソコンの顧客管理情報にて有効期限が切れる前にエラーと通知が出るように設定している	○
	⑤ 事前手続きが必要な変更	手続きが必要な変更はなし	○

関連法規の 名称	チェック項目	調査結果	判定
下水道法	① 富士市下水道の排水基準の遵守	社内分析により日常的に測定 測定値結果の問題なし	○
	② 下水道部への年次報告	平成 23 年度は提出済、試験成績書の数値に問題なし ※基準値、試験の結果は下表参照	○
	③ 下水道法の特定施設の届出	届出は提出済、新たな変更等なし	○
水質汚濁防止法	① 有害物質使用特定施設の届出	法改正により全量下水道放流の事業所も届出の対象となった 届出は作成中（期限は 6 月末まで） 6 月初旬に提出予定、4 月 26 日に講習会参加	○
	② 有害物質貯蔵指定施設の届出	法改正により全量下水道放流の事業所も届出の対象となった 届出作成中（期限は 6 月末まで） 6 月初旬に提出予定、4 月 26 日に講習会参加	○
土壌汚染対策法	① 溶出基準の規制値	産業廃棄物に関わる規制値より厳しいが、サンプル提出し、問題なしとの回答をリサイクル業者から受けている ※基準値、試験の結果は下表参照	○
	② 排出先ごとの自主基準に係る規制値	上記の基準＋含有基準があるが、サンプル提出して問題なしとの回答をリサイクル業者から受けている	○
騒音規制法	① 特定施設の届出の変更	工場建設時に環境アセスメントを実施し、特定施設の届出を提出、その後変更はなし ※基準値、予測値は下表参照	○
振動規制法	① 特定施設の届出の変更	工場建設時に環境アセスメントを実施し、特定施設の届出を提出、その後変更はなし ※基準値、測定値は下表参照	○
悪臭防止法	① 周囲への悪臭の漏洩	生物槽特有の臭気はあるが、外部に漏洩して悪臭被害が及ぶほどではなかった ※測定値は下表参照	○
	② 悪臭に関する苦情の有無	一年間苦情なし	○
消防法	① 消火器の設置状況（有効期限）	設置状況は良好、有効期限も問題なし 受入施設、処理施設、屋外貯蔵所に設置	○

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律における

特別管理産業廃棄物汚泥に該当する溶出の基準値及び試験の結果（平成 23 年度）

試験の対象	基準値 (mg/l)	試験の結果 (mg/l)
水素イオン濃度 (pH)	—	7.5
カドミウム及びその化合物	0.3 以下	0.003 未満
鉛及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満
六価クロム化合物	1.5 以下	0.1 未満
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 未満	0.0005 未満
シアン化合物	1 以下	0.1 未満
ヒ素及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満
セレン及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満
含水率	85%	63%
全油分	5%	0.1%未満

■下水道法における放流基準値及び試験の結果（平成 23 年度）

試験の対象	基準値 (mg/l)	試験の結果 (mg/l)	試験の対象	基準値 (mg/l)	試験の結果 (mg/l)
水銀及びその化合物	0.005 以下	0.005 未満	温度	規制なし (指標 45℃以下)	21℃
アルキル水銀	検出されないこと	—	pH	5.7~8.7	7.7
カドミウム及びその化合物	0.1 以下	0.01 未満	COD	規制なし	—
六価クロム化合物	0.5 以下	0.05 未満	BOD	600 未満	137
鉛及びその化合物	0.1 以下	0.01	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱物油 5 以下 植物油 30 以下	3.2
ヒ素及びその化合物	0.1 以下	0.01 未満	フェノール類	5 以下	0.5 未満
セレン及びその化合物	0.1 以下	0.01 未満	SS	600 未満	50
クロム及びその化合物	2 以下	0.2 未満	ヨウ素消費量	規制なし (指標 220 未満)	—
シアン化合物	1 以下	0.1 未満	アンモニア性窒素	合計 380 未満	83
有機リン化合物	1 以下	0.1 未満	硝酸性窒素		10 未満
銅及びその化合物	3 以下	0.3 未満	亜硝酸性窒素		10 未満
亜鉛及びその化合物	2 以下	0.5 未満			
鉄及びその化合物	10 以下	4.8			
マンガン及びその化合物	10 以下	1.8			
ホウ素及びその化合物	10 以下	2.2			
フッ素及びその化合物	8 以下	1.6			

■ 土壤汚染対策法におけるリサイクル搬出先の汚泥の基準値及び試験の結果（平成 23 年度）

物質名	溶出基準	試験の結果
カドミウム	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l未満
全シアン	検出されないこと	0.1 mg/l未満
鉛	0.01 mg/l以下	0.005 mg/l未満
六価クロム	0.05 mg/l以下	0.01 mg/l未満
ヒ素	0.01 mg/l以下	0.005 mg/l未満
総水銀	0.0005 mg/l以下	0.0005 mg/l未満
アルキル水銀	検出されないこと	—
セレン	0.01 mg/l以下	0.002 mg/l未満
ふっ素	0.8 mg/l以下	0.2 mg/l
ほう素	1mg/l以下	0.1 mg/l未満
水素イオン濃度指数	pH2.0 < ・ < 12.5	7.5
油分	5%未満	0.1%未満

■ 騒音規制法における基準値及び測定値（平成 19 年 2 月 6 日～7 日）と将来予測値

時間帯	基準値	測定値	予測値
8 時～18 時	70dB（敷地境界線）	57dB	57dB
6 時～8 時及び 18 時～22 時	65dB（敷地境界線）	61dB、58dB	61dB、58dB
22 時～6 時	60dB（敷地境界線）	60dB	60dB

■ 振動規制法における基準値及び測定値（平成 19 年 2 月 6 日～7 日）と将来予測値

時間帯	基準値	測定値	予測値
8 時～20 時	70dB（敷地境界線）	38.3dB～44.9dB	42.3dB～46.1dB
20 時～8 時	65dB（敷地境界線）	38.3dB～44.9dB	38.9dB～45.1dB

■ 悪臭防止法における基準値及び測定値（平成 19 年 2 月 15 日）と将来予測値

臭気指数基準値	測定値	予測値
15（敷地境界線）	13	13

調査結果の総括と来年度以降の注意事項

- ・ 平成 25 年 8 月に処分業許可の有効期限が切れるので、早めの更新作業を心がける。
- ・ 水質汚濁防止法の改正により、全量下水道への放流をしている産業廃棄物処理施設も有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の届出が必要となり、提出期限が今年度 6 月末日までなので、来年度は提出されているかのチェックを行う。
- ・ 施設の変更を行った場合は適宜法規と照らし合わせ、許可、届出の必要性を検証する。
- ・ その他の事項は昨年 1 年間特に問題がなかった。

9. 代表者による全体評価と見直しの結果

■全体評価

エコアクション 21 を取組み始めてまだ日は浅く、全てにおいて活動を行えたわけではないが、全社員の意識及び成果は現れ始めたと評価できる。

汚泥に関してリサイクル先の最終ユーザーのことも考え、より安全・安心な処分方法や処分先の調査検討を行っていきたいと考える。

■見直し点

取組み始めたばかりなので目標・活動計画等の見直し必要なしと判断する。

全社員に対し、呼びかけや掲示物等により積極的な取組を継続的且つ向上的に行なっていきたい。

平成 24 年 5 月 12 日

株式会社 アイ・クリーン

代表取締役 大八木 博之